

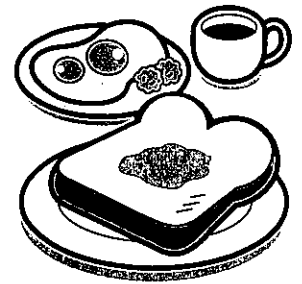
# ひとり親家庭ホームヘルプサービス



義務教育修了前のお子さんがあるひとり親家庭で、一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣します。

## ⊕ 対象家庭 ⊕

義務教育修了前のお子さんを扶養しているひとり親家庭



## ❑ 派遣要件 ❑

次のいずれかに該当するとき

1. ひとり親家庭となってから2年以内で、生活環境が激変したため日常生活を営むのに支障が生じているとき
2. 技能習得のため、職業能力開発センター等に通学しているとき
3. 就職活動を行うとき
4. ひとり親または児童が、一時的な病気、事故、災害等で一時的に支援が必要なとき
5. 冠婚葬祭、学校行事などで一時的に支援が必要なとき

## ● 支援の内容 ●

- \* 育児援助：自宅でのお子さんの見守り、身の回りの世話・保育園への送迎等
- \* 家事援助：掃除・洗濯・食事の用意等

## ◆ 派遣時間・回数 ◆

\* 派遣時間：午前7時～午後10時

育児援助 2時間以上4時間以内

家事援助 2時間以内

その他特別な場合 2時間以上8時間以内

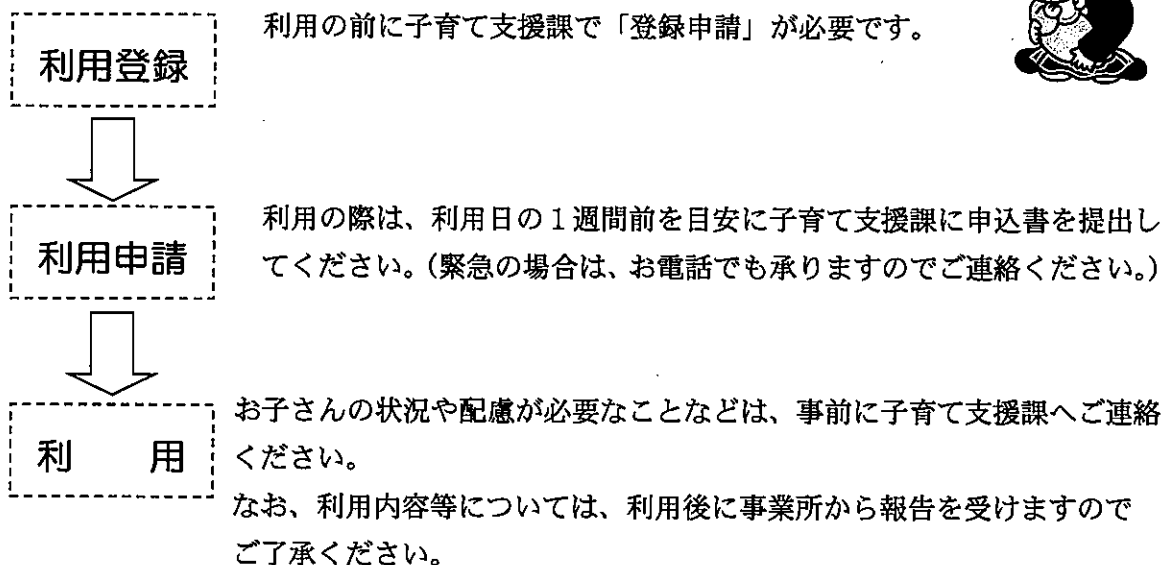
\* 派遣回数：原則として月12回まで(上の要件2にあてはまる場合は月24回まで)。ただし1の要件でひとり親になってから1年以上経過している場合は、月8回まで。要件4、5は1か月間のみで4回まで。(同一事由による申込は1度のみです。)



## ◆ 費用負担額 ◆

所得に応じて利用者負担額を負担していただきます。(7時から9時の時間帯及び17時から22時の時間帯は付加分が加算されます。)

## ▣ 利用の流れ ▣



## ☒ 利用にあたって ☒

- \* 保育園・学童クラブ・プレディのご利用が優先となります。
  - \* 依頼日時によって、指定事業者に依頼を受けられるホームヘルパーがいないときは、利用できない場合もあります。
  - \* 一時的な病気でヘルパーの派遣を希望される場合、病気の内容によっては派遣利用ができない場合がありますのでご相談ください。
- \* 詳しくは下記までお問い合わせください。

### 問い合わせ先

中央区役所福祉保健部子育て支援課子育て支援係  
電 話 (3546) 5350・5351

